

汎用 JP ドメイン名の登録管理業務を行う新会社設立と 既存ドメイン名の業務移管について

目次

1. はじめに
2. 背景
3. 新会社の概要
4. 移管後の社団法人 JPNIC
5. 移管スケジュール

1. はじめに

インターネットの利用者は増大しており、社会基盤としての役割も重要になってきました。そのような環境下で、JPNIC の行っている IP アドレスの割当や JP ドメイン名の登録などの管理業務は、ますます重要なミッションとなっています。

JPNIC では、将来にわたって信頼性のある業務を継続するための JPNIC 組織のあり方について理事会を中心に検討を進めてきました。

いままで社団法人の体制で JP ドメイン名の事業を行ってきましたが、

- 政府の指導監督基準により、ドメイン名事業のような収益事業は民間へ転換する必要性
- 単年度予算制度など社団法人による JP ドメイン名登録・管理事業の運営の限界
- JP ドメイン名事業を取り巻く環境の変化に速やかに対応する必要性

などから、JP ドメイン名の事業を民間会社に移転することといたしました。

理事会は、JP ドメイン名登録・管理事業のために JPNIC 出資による民間会社を設立し、その会社に段階を経て JP ドメイン名の登録・管理業務を移管する計画を立案しました。

第 10 回総会資料や会員説明会等でご説明した内容をもとに、さらに会員の皆様のご意見を反映して、今回、ドメイン名登録・管理事業の民間会社移管を含む JPNIC 事業の再編と会員・会費制度改革計画を総会に提出いたします。

本資料では、このうち、

- 汎用 JP ドメイン名の登録管理業務を行う新会社の設立について
- 既存ドメイン名の業務移管について

の 2 点についてご説明いたします。

2. 背景

2.1 事業の変遷

インターネットの爆発的な普及といった社会経済情勢の変化の中、社団法人 JPNIC の実施する事業の性質も段階的に変化してきました。

業務がボランティアベースで行われていた時代は、JP ドメイン名や IP アドレスなどの資源登録・管理業務は事業性が低く、また、市場競争によるビジネスの可能性はなかったことから、任意団体、または公益法人でこのような業務を行うことは適切な選択でした。しかし、その後のインターネットの急速な普及により、資源登録・管理業務は受益者負担によるサービスの性格が次第に強くなり、事業性の高いものへと変化してきました。

IP アドレスの管理については、限られたアドレス空間を公平に割り当てる必要があることから、市場競争によるビジネスにはなじみません。一方で、ドメイン名登録・管理事業は、現在、すでに市場競争によるビジネスとして成り立つ事業領域となっています。

さらに、JP ドメイン名登録・管理業務を取り巻く環境は激変しています。

- 新しい gTLD などの新規参入者の増加
- 多様化する顧客ニーズ
- ICANN や政府との関係
- COM ドメイン名など代替手段の出現

これらの環境に対応するために、組織全体としての抜本的な改革が不可避となってきました。

2.2 政府指針による民間会社移管

JP ドメイン名登録・管理事業を社団法人で運営できなくなった大きな理由は、社団法人の財務処理方法の限界と、収益事業の民間会社への転換を指導する政府の指導監督基準にあります（参考）。

JPNIC のような公益法人は単年度ごとの収支会計が義務付けられており、複数年度に渡る内部留保が制限されています。また、主務大臣の承認が必要なため、年度を越える長期借入金は現実的には困難となっています。そのため、大きな収支変動への対応や、ドメイン名の増加への対応や新サービス開発のための設備投資が難しくなっています。

また、ドメイン名登録・管理事業はすでに収益事業と見なされており、指導監督基準に従えば、この事業は営利法人への転換が求められています。

（参考）1996年9月20日閣議決定され、1997年12月16日一部改正による「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について

URL: <http://www.sorifu.go.jp/whitepaper/kanri/koekihojin/kijun.html>

1998年12月4日発行された「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」について

URL: <http://www.sorifu.go.jp/whitepaper/kanri/tenkan.html>

2.3 JP ドメイン名事業の分離

JPNIC 事業の変遷、JP ドメイン名を取り巻く環境の変化を踏まえ、JP ドメイン名事業の運営体制を次のように見直すことにしました。

- 教育・国際・情報提供等の事業 従来通り社団により実施
- IP アドレス割当事業 社団で実施するが、割当は会員に限定しない
- JP ドメイン名登録・管理事業 営利法人により実施

以降、JP ドメイン名事業の民間会社への移管に関して説明します。

3. 新会社の概要

3.1 移管を受ける民間会社の条件と新会社設立

JP ドメイン名登録・管理事業を継続し安定した運用を行うためには、次のような条件を満たす必要があります。

JPNIC 業務の円滑な継承

業務のノウハウを引き継ぎ、業務の連続性を確保する必要があります。業務内容の急激な変更は会員への問題に留まらず、JP ドメイン名の登録者や利用者など広範囲にわたる影響を引き起こします。

JPNIC の現職員のノウハウや知識を有効に活用することは、業務の継続性やリソースの有効な活用という観点から重要です。このような観点から、現職員の民間会社への移籍や処遇を配慮する必要があります。

JPNIC によるイニシアチブの確保

業務を民間会社に移転したとしても、JPNIC の社会的責任は変わることはありません。そのため、出資、支援、契約などにより、JPNIC が民間会社に対して必要なイニシアチブを確保し、民間会社をコントロールする必要があります。

迅速な移管

現在の JP ドメイン名が置かれている状況や、政府指針などのレギュレーションなどから、民間会社への迅速な移管が必要です。

以上の条件を満たすため、JPNIC が新会社を設立し、新会社へ JP ドメイン名登録・管理事業を移管することが望ましいと判断しました。

3.2 新会社による JP レジストリ業務と独占性

レジストリ業務は、ドメイン名の一意性確保の必要性から自然独占の性格を持つものです。今回の提案では、この業務を含めて新会社へ移管いたします。なお、新会社がレジストリ業務を行うためには ICANN と契約を行う必要があります。

レジストリ業務は JPNIC に残すべきであるという意見もいただいておりますが、収益事業の民間会社への転換指針という観点から、このような対応は困難な状況にあります。また、公募等により既存の企業への業務移管を行う方法もありますが、これは、迅速な移管、業務の連続性の確保という点で多くの課題があります。さらに、不当な価格設定やサービス内容といった独占による弊害への懸念がありますが、JPNIC による適切な指導、そして、すでに競争状態になっているドメイン名サービスのなかでの判断により、問題ないと考えます。

gTLD および他の ccTLD におけるレジストリ業務と比較して、JP レジストリ業務が独占となることは妥当です。また、世界的な観点からも JP ドメイン名の市場シェアは低く、価格支配力も持っていません。このような状況の下、新会社が不当な価格設定を行うことは考えられません。

3.3 新会社の事業内容

新会社は設立後、汎用 JP ドメイン名登録・管理業務を開始します。最終的には、既存の JP ドメイン名を含む JP ドメイン名登録・管理事業にかかわる業務を行うことを目指します。

また、ドメイン名データベース運用管理などの委託業務、DNS、WHOIS サービスなどの開発、運用など、付随関連業務なども新会社の業務内容となります。

3.4 出資構成と役員

出資構成と役員は新会社の性格を決めるうえで重要なポイントとなります。特に、公平性、中立性の確保、JPNIC によるイニシアチブの確保が重要となります。

今回の新会社の性格上、JPNIC の 100%出資の子会社にするのが最善の方策です。しかし、社団法人の現金出資は規制されており現物による出資のみ可能なため、100%出資会社をつくることはできません。そのため、登記および当初の運転資金のための現金による出資を JPNIC 以外から調達しなければいけません。

また、JPNIC が会員によって支えられてきた組織であることを考慮すると、会員による出資によって新会社を設立するという案もあります。

しかし、これも

- 各会員の出資比率の算定や、株式募集について有価証券取引法上の諸手続きを必要とするなど現実的には困難
- 特定の会員による出資となった場合、公平性・中立性に疑いを持たれる可能性がある

といった問題があります。そこで、新会社の設立にあたっては、

- JPNIC による、業務に関連するコンピュータ設備、ソフトウェア、什器類といった現物による出資
- それに先立ち、登記および当面の運転資金のための、新会社の役員や持ち株会による現金出資

によって資本金を確保することとしました。

新会社の役員は、やはり、公平性・中立性を確保する必要から、現在の JPNIC 理事および職員等から常勤可能な者を、理事会の承認をもって指名することとしました。

3.5 新会社と指定事業者との関係

JPNIC では従来より、取次事業者制度という、JPNIC と会員との分散協調体制によるドメイン名登録・管理体制を採ってきました。汎用 JP ドメイン名の登録・管理業務においては、この考え方を進め、新会社と契約をいただいた指定事業者には、さらに多くの権限を委譲することで、新会社は JP レジストリ業務へ集中することを目指します。

3.6 新会社のコーポレートガバナンス

新会社に対するコーポレートガバナンスは、JPNIC が3分の2程度の出資比率を確保することによって JPNIC が行うことが基本となります。この結果、取締役・監査役人事における公平性、中立性を実現することが可能になります。これにより、新会社の経営の公平性、中立性が確保されます。

理事会としては、設立時においても、JPNIC が支配株主としての地位を保持している期間であっても、JPNIC 理事会の決定をもって新会社の基本的な重要事項の決定に関与し、経営の公平性、中立性を確保します。

また、ドメイン名登録業務実施に関する公平性、中立性を担保するための方法としては、新会社に「P ドメイン名諮問委員会」を設置しドメイン名登録に関する重要な方針策定にあたっては、必ずこの諮問委員会の諮問を受けたうえで、取締役会にて決定するという方法を採用いたします。

4. 移管後の社団法人 JPNIC

JP ドメイン名登録・管理事業の新会社への移管後も、JPNIC は「ネットワーク資源管理、円滑な利用のための研究及び方針策定などを通じて、ネットワークコミュニティの健全な発展を目指す」という社団の目的を堅持し活動を推進します。基本的な施策は次の通りです。

- IP アドレス事業の継続的な運営体制の堅持
- 広範囲のドメイン名、IP アドレスに関するポリシーの提案・策定
- インターネット全般における国際的な調整、協調活動
- 学術研究・教育および科学技術の振興に資する研究・交流・情報提供活動

事業概要としては、次の通りです。

既存ドメイン名事業
IP アドレス事業
教育・普及啓発事業
情報提供事業

国際交流事業 研究事業

現在行っているこれらの事業を、2001 年度も継続して行っていきます。具体的な事業内容と予算については、年度末の通常総会で提案いたします。

5. 移管スケジュール

新会社の設立および JP ドメイン名登録・管理事業の移管スケジュールは以下の通りです。

5.1 段階的移管

民間会社への移管にあたっては、以下のような段階的な移管措置を取ります。

- 第1段階：汎用 JP ドメイン名登録・管理事業についての業務代行または業務委託
- 第2段階：汎用 JP ドメイン名登録・管理事業すべての移管
- 第3段階：属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名(以下、既存ドメイン名)登録・管理事業すべての移管

5.1.1 第1段階：汎用 JP ドメイン名登録業務についての業務代行または業務委託

(1)新会社の財務基盤の確保

段階的移管に伴い、新会社に汎用 JP ドメイン名登録・管理業務の代行または委託を行うこととなります。そして、将来的には、JP ドメイン名登録・管理事業のすべてを移管することが前提であり、新会社は、汎用 JP ドメイン名登録・管理事業の代行または委託業務によって財務基盤を確立する必要があります。したがって、上記の代行または委託を行う際には、JPNIC は新会社の財務基盤を確立する方向での契約内容を決定することが必要です。

(2)汎用 JP ドメイン名登録申請者および指定事業者との関係

新会社が、汎用 JP ドメイン名登録業務の代行または受託を行うために、汎用 JP ドメイン名に関連する規則等の調整を行い、登録申請者および指定事業者との関係を規定する必要があります。

(3)周知

上記(1)(2)に関連して、汎用 JP ドメイン名の登録希望者、JPNIC 会員、DRP 関係者や、汎用 JP ドメイン名の優先登録裁定に関するパネル(設置予定)等に対して、迅速かつ適切な周知を行う必要があります。

5.1.2 第 2 段階：汎用 JP ドメイン名登録・管理事業すべての移管

(1) ICANN からの承認

新会社に汎用 JP ドメイン名登録・管理事業のすべてを移管するためには、JPNIC と新会社との間でこの計画案に基づき、移管にかかわる合意を行い、それに関する何らかの承認を ICANN から得ることが必要です。

(2) 汎用 JP ドメイン名・指定事業者との関係

汎用 JP ドメイン名登録・管理事業のすべてを新会社に移管するためには、JPNIC と登録者との契約関係や、指定事業者との契約関係を新会社が継承する必要があります。これについては法律上の手続き(債権譲渡手続)を経ることも考えられますが、これに要する経費・事務負担などを考慮すると、より簡便な方法により、新会社が登録者や指定事業者との関係を継承できる方法を採用することが望まれます。

5.1.3 第 3 段階：既存ドメイン名登録・管理事業すべての移管

(1) 既存ドメイン名登録・管理事業移管までの手続き

登録者との契約関係や、取次事業者との契約関係を新会社が継承するために、法律上の手続きに従って移管を進めていく必要があります。また、JPNIC の諸制度についても、既存ドメイン名登録業務を JPNIC 自身で行うことを前提にしたものであり、移管後に備え、これらの制度の見直しをすることも必要になります。したがって、既存ドメイン名については、登録者の理解や整備の進捗状況に配慮した移管スケジュールを実施する必要があります。

(2) 移管後の JPNIC の事業等

新会社に対する JP ドメイン名登録・管理業務の完全移管が完了した場合には、JPNIC は、現業務である IP アドレス割当および割振業務を中心とするインターネットの資源管理を行い、定款所定のその他事業目的を引き続き行うこととします。

また、ccTLD としての JP ドメイン名の公益性については、ICANN との契約遵守および「JP ドメイン名諮問委員会」を設立することで担保いたします。

5.2 スケジュール

| | |
|------------|-----------------------|
| 2000/12/下旬 | 総会承認決議後、設立手続開始 |
| 2001/01/上旬 | 設立手続完了・増資手続開始 |
| | 汎用 JP ドメイン名登録代行業務準備 |
| | 汎用 JP ドメイン名取次契約(仮称)公開 |

| | |
|------------|----------------------------------|
| 2001/02/中旬 | 増資完了 汎用 JP ドメイン名取次契約（仮称）締結 |
| 2001/02/22 | 優先登録申請受付開始 |
| 2001/05/07 | 先願による登録申請受付開始 汎用 JP ドメイン名運用開始 |